

# マキアヴェツリ政治思想と「自分で支配すること」(comandar per se)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石黒, 盛久, Ishiguro, Morihisa メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000142">https://doi.org/10.24517/00000142</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## マキアヴェツリ政治思想と

### 「自分で支配する(マン)」(comandar per sé)

石 黒 盛 久

力量(virtu)、運命(fortuna)、必然(necessita)更には  
政権(stato)など、マキアヴェツリ政治思想の鍵概念とし  
て多くの語彙が研究者の分析対象とされてきた。しかしマ  
ルシェッロの先駆的関心を別として、彼の思想体系にお  
ける「市民的君主政」(principato civile)概念の占める  
重要性について、関心が寄せられることは希であった。こ  
うした研究事情の中で、『君主論』と『リヴィウス論』の

間を引き裂く矛盾の、整合的解釈にあたりこの概念が果た  
す役割につき、本格的関心を初めて寄せたのはサッソであ  
った<sup>①</sup>。後段に分析するように彼は、この「市民的君主」  
を、マキアヴェツリが『君主論』で描き出そうとした、理

想的君主像のありようと捉えている。それに対しカドーニ  
は、サッソの研究に批判検討を加え、「市民的君主政」概  
念の、マキアヴェツリ政治思想の全体構造における、根底  
的意義を一段と明確にした。カドーニの説く「市民的君主  
政」概念の諸特質を、時にサッソの見解と対比しつつ紹介  
するのが、本稿の主題である。

「市民的君主政」即ち principato civile が、表見的矛  
盾を含んだ概念であることは、論をまたない。「市民生活」  
(vivere civile)あるいは「市民的人文主義」(umanesimo  
civile)の如く、「市民的」という形容詞は、共和政体と  
不分離の関係を有する<sup>②</sup>。他方君主政という政体は今日一  
般に、個人の僭主独裁政治と同一視され、それゆえ『君主  
論』も俗見では、道徳的拘束を超越した、君主の専断支配

の指南書と思われがちである。しかし語彙的矛盾を内包した「市民的君主政」という概念を、マキアヴェツリ思想全体の重心点と措定することにより、通常対立的に理解される共和政と君主政の間の、又逆に同一視されがちな君主政と僭主政の間の相互関係を、再整理する作業の遂行が必要となってくる。共和政—君主政—僭主政の三極関係の輪郭を、マキアヴェツリ著作の諸々の行文から確定することが、本稿のとりあげる中心的作業に他ならない。彼自身、時期によりこの関係を動揺させていることは、当然予想されることである。従って、この三政体の相互関係をめぐる今回の輪郭線の提示は、一六世紀初頭、共和国から君主政へ向かう移行期の、フィレンツェ知識人の政治意識の変化を測定すべき将来的研究の、予備的作業にすぎない。

まず最初に『君主論』から、その分析を始めたい。その第九章において「市民的君主政」に関わる議論が、集中的に考察されているが、著作全体に占める本章の位置理解のため、第二章から第九章に及ぶ、『君主論』前半部の章立て構造を検討したい。先ず第二章、第三章の議論では、君主政の存在がその前提とされているが、ある国家による別の国家の支配をとりあげる第三章に関して言えば、この征服者（国家）と被征服者（国家）との支配／被支配関係

語る第六章と、他人の武力や幸運により推戴される事例を取り扱う第七章が、ここでも対位的に配列されるが、前者における「自分で支配すること」への親近性と、後者におけるその困難が、〈自分の武力〉(arme propria)の有無をその分岐点とすることは、後に改めて分析されよう。

〈前提的君主政〉—〈国家による国家の征服〉—〈個人による国家の征服〉に続き、第八章、第九章において議論の焦点は、ある国家における〈君主政の内発的成立〉という主題へと移行する。こうした章立ての配列から容易に理解される通り、この〈君主政の内発的成立〉と〈前提的君主政〉との接合によって、『君主論』前半部の円環が閉じられる。ここで第八章、第九章の主題を、〈君主政の内発的成立〉と特質付けたが、それは当然この都市における共和政の存在を前提としており、共和政体の内政を論じた『リヴィウス論』第一巻、特にその一八章以前と緊密に連鎖している。同書一八章は「腐敗した国家に存在する自由な政体はどうしたら維持できるか。また、自由な政体がない場合どうしたらそれを作ることができるか」と表題されているが、この問いへの解答こそ正に、国家の盛衰過程のただ中からの「市民的君主」の登場に他ならない。換言すれば『リヴィウス論』と『君主論』は後者第九章において、

の確立という主題において、第九章での「自分で支配すること」という「市民的君主政」と関わる、重要な議論とも連関を有する。続く第四章、第五章においては、他国の征服という第三章の主題を受けて、被征服国の政治構造の相異がもたらす、必要な統治体制の相異が考察される。これらの議論はとりあえず、外部からの征服者に対する指南という形式をとっているが、「そこで起こる変革は、全ての新君主国が等しくかかえている本来のむずかしさから、主に生じている」と語られる如く、第九章で本格的に展開される、一都市国家内における君主政の、内発的成立という議論を補足する内容を、備えている。特に注目すべきはこの二つの章において、権力分散型支配構造をとる国家の〈フランス—イタリヤ〉型と、権力集中的支配構造をとる〈トルコ—ペルシア〉型が対比的に例示され、かつ前者が君主独裁支配にとつて、極めて不都合な政治構造たることが指摘される点であろう。この指摘は第九章で、マキアヴェツリが君主に対する助言として、如何なる認識に最終的に到達したかを論ずるにあたって、決定的な重要性をもつ。第六章、第七章は、先立つ二章が国家による国家の征服を論じるのに対し、一個人が外部からある国家を、如何にその支配下に収めるかが探求される。武力による征服を

共和政から君主政へと、捻れながら接合されている。この「捻れ」の解析こそ、本稿の考察の核心をなす。

サツソらの指摘によれば本章は、前半三分の二、後半三分の二の二部に構成される。前半部は極めて明快であつて、貴族(Grandi)／平民(Popolo)対立の均衡形成上に、国家が成立することの指摘である。国家をこの二勢力の対立／均衡を通じ考察する立場は、『リヴィウス論』や『フィレンツェ史』でも一貫して、記述を推進する動力源となつている。国家は利害の対立するこの二勢力間に、国政への参加即ち〈名誉と利益の分配〉につき、双方がある程度満足し得る均衡をもたらす制度を、樹立することにより安定する。公共善(Bene Comune)の達成とは正にこの、安定の創設・維持・拡大への貢献に他ならない。マキアヴェツリにおいても、かかる公共善の達成による政治の安定こそ、『リヴィウス論』と『君主論』に論じられる、政治の最終目的となる。この均衡体制は一旦形成されれば、相当程度の持続性を有することになるが、貴族／平民が本来的に有する利害対立のため、不可避的解体へと方向付けられている。名誉と利益を自派に確保すべく、ここで相互がその代表者として推戴するのが、「市民的君主」である。平民に推戴された君主のみならず、貴族の推戴による君主もま

た、「市民的君主」に分類される。なぜなら文脈からして、君主与党といえども、反対党派を絶滅することはできないため結局、平民を主とし貴族を従に置いた名譽・利益分配体制を平民型「市民的君主」政、貴族を主・平民を従とした体制を貴族型「市民的君主」政と把握するほかなく、市民的という形容詞のニュアンスの中に、貴族的・平民的という下位特質が包含される以上、貴族型「市民的君主」政もまた「市民的君主」政の一形態と称する他はない<sup>15)</sup>。

市民的君主政の形態として双方選択可能である以上、選択の基準はその安定性に求められる。この点でマキアヴェッリは断固、平民型「市民的君主」政の優越を主張する<sup>16)</sup>。貴族は財産・武力・名声等に関し君主に並ぶ勢威を備え、従って彼等は、平時には君主の意向を掣肘し、戦時には利害に応じ君主に反旗を翻す能力を有す。一方集団としての勢威は貴族と拮抗するものの、平民個々は君主に反抗する能力を持ち得ない<sup>17)</sup>。また平民が公共善に応じた分配を求めるに止まるのに対し、貴族の貴族たるゆえんはこの平等を超え、公共善の許容する以上の配分を求める点に存するため、平民の歎心を買うのは貴族のそれを買うのに比べ、遙かに容易である<sup>18)</sup>。君主の目的が公共善の達成と、それに伴う「栄光」の獲得にある以上、より平易な道たる平民

由の保持ではなく、国家が彼の支配下に勢力を拡大することと求められる。即ち君主は自身の権力拡大に栄光への到達のため、自発的に自身の感覚次元の恣意を透明化し、均衡安定の一機関として、臣民全体の意志と一体化することを通じて、真の政治的自由を獲得するのである。君主の個人的自由と政治的自由を峻別し、後者を選択することによって、君主の自由(僭主政の樹立)と公共善の矛盾を止揚する図式が、ここに措定される。

しかしこの解釈により、『君主論』第九章後半に関わる、一つの難問が喚起されてしまう。第九章後半マキアヴェッリは議論を、一挙に転換させる。「これらの君主(平民型市民的君主)は、普通民主政(ordine civile)から専制(ordine assoluto)への移行の際に、危機に見舞われる。なぜなら彼等は(彼等自身で支配する) (comandar per loro medesimo)か、公吏(magistrati)により支配されるからである」……後半部はこのように発起される。難問とは、サッソの言の如く「平民型市民的君主」を、『君主論』の君主像の頂点と見なせば、議論がそこで打ち切られず、〈民主政から君主政への移行〉を論ずる後半部が、なぜあえて補足されるに至ったか、という点に存する。更に公吏(magistrati)の反抗を理由とし、この移行が君主にとり極

型「市民的君主」政が、推奨されるのも当然と言えよう。だが一層注目したいのは、平民型「市民的君主」政推奨のもう一つの理由として彼が、各自大きな権能を持つ貴族より、個別的権能をほとんど有さぬ平民に依拠した方が、君主の為政の自由度が高められることを指摘する点であろう。この為政の自由を恣意と読み替えれば、これは即ち僭主政ということになる。つまりここでマキアヴェッリは、伝統的政治学の視点からすれば正反対の二論拠(公共善の達成/僭主政の樹立)を理由として、平民型「市民的君主」政の選択を正当化しようとしている。これは、本稿冒頭に述べた「市民的君主」政概念自体の内包する、内的矛盾の表出とも言えよう。ではマキアヴェッリは如何なる論理によって、この概念矛盾を整合させるのだろうか<sup>19)</sup>。

## II

この矛盾に次の如き注釈を加えサッソは、「市民的君主」政概念を、『君主論』の議論の頂点と理解しようとして試みる。『リヴィウス論』におけるローマ型政体の選択に窺えるように、「公共善」の善たる所以は彼にとり、これを媒介に臣民各自の潜在能力が、国家の対外的伸張に結集される点に由来する<sup>20)</sup>。故に君主の幸福もまた、彼個人の感覺的自

めて危険な移行であることを、マキアヴェッリが自覚していることを念頭に置けば、第九章のこの個所の整合的解釈は一層困難となる<sup>21)</sup>。マキアヴェッリがここで読者に、この移行を無謀かつ不適切な移行だと、警告しているというというのが、サッソの下した結論に他ならない。サッソの結論の根拠は、民主政(ordine civile)と(彼自身によって支配する) (comandar per se) の間及び、専制(ordine assoluto)と公吏(magistrati)を通じて支配することの間に、対応関係を設定することと求められる。こうした対応関係成立の第一の理由が、政治的自由の次元における、平民型市民的君主政(民主政)の優越に存することとは言うまでもないが、サッソが更に着目するのは、君主政成立にあたり貴族階級の存在が不可欠だとする、『リヴィウス論』I―五五の行文である。この行文との照合を踏まえサッソは、君主を専制君主と、貴族を公吏と同一視する解釈を提唱し、マキアヴェッリの本意を、平民型「市民的君主」政を樹立した以上は、絶対権の美名に惑い貴族政治に専制政治へと逆行すべからずという、君主への諫言と理解する<sup>22)</sup>。

第九章に注目したもう一人の研究者カドーニは、サッソ説に対し次のように反論する。先ず第九章に置いて民主政

から専制への「移行」を表現するために使われた、saline という言葉はそのニュアンスとして、事態のより積極的な位相への「上昇」をしか意味し得ない。国家を一つの有機体と見なし、その歴史を（成長／老衰）の範型によって把握する独自の国家観からしても、マキアヴェッリが *saline* という言葉のニュアンスに対し、無自覚であったとは考えられない<sup>21)</sup>。それ以上に問題とされるのは、貴族と公吏 (*magistrati*) のサツンによる、安易な同一視に他ならない。この両者が同一の政治的存在に過ぎないのであれば、第九章前半での貴族型「市民的君主」政の否定と、後半の公吏の反抗に起因する専制の危険性の指摘とは、側近の不従順という同一現象の、冗長な反復でしかなくなってしまう。カドーニに従えば公吏という言葉は明らかに、貴族とは異なる政治的存在を示唆している。それでは一体公吏とは、如何なる存在を指すのであろうか。それを了解する上で興味深いのは、公吏の反抗に触れる『君主論』第九章後半部と、外敵侵入時のフランス／トルコ両国王の境遇を検討する、『君主論』第四章の叙述との比較である。

フランスの場合、王と別個の権威・権力を有する貴族 (*baroni*) が、危機に際し王に随順せず、かえって外国と通謀することにより、王を圧迫する可能性は少なくない<sup>22)</sup>。

コ・カンパーナの登場によって、こうした人間類型が一六世紀フィレンツェにおいて、一段と成熟し始めていることが看取される。こうしたメデイチ権力確立に伴う、臣僚層の叢生と反比例して実体を喪失したのが、コムーネ時代の公職制度であった。組合や街区の如き各団体を代表し、選出母胎相互の利害調整の任に当たる公職の集積としての、コムーネ時代の国制が、君主を動力源とする、上位下達の一元集約的権力機構に改変される、漸次的過程こそ、一六世紀のフィレンツェ国制史の中心主題に他ならない<sup>23)</sup>。

こうした過程との比較を通じ我々は、マキアヴェッリがその著作に語る「臣僚 (*servi*) と類を異にする「公吏 (*magistrati*) が、コムーネ時代のこの公職に相当すると推測し得る。本来彼等の權威は市政府 (*Simone*) に依存せず、むしろ自身の選出母胎としての諸党派（諸団体）に由来する。もちろん第九章に語られる公吏は、市民的君主政下の官職であって、コムーネ国家の公職と全面的に合致するものとは、言えないかも知れない。だが「市民的君主」政体と共和政体が、社会諸階層の利害の調整による共通善の実現という、その根本原理において重複する以上、第四章の臣僚と第九章の公吏の対比的な存在規定に、国制移行期のフィレンツェ官界に身を置いた、マキアヴェッリ自身の体験

トルコ王治下の臣僚 (*servi*) は地方行政を司るとはいえ、住民に対するその威権は王権の代行者たる点に存し、王の意志を離れ独自の行動に及ぶことは不可能である<sup>24)</sup>。

王に対する自立という点において公吏 (*magistrati*) は、確かに貴族 (*grandi/signori*) に類似している。しかし公吏の權威は、領民の愛に基づき貴族のそれとは異なり、単に習慣に依拠するに過ぎず、基盤の脆弱性という点では、臣僚 (*servi*) とも一面の共通性を有する。とはいうものの臣僚が、人民の上に独自の權威を、支配の習慣ゆえに行使する可能性は、第四章において明確に否定される<sup>25)</sup>。換言すれば公吏は、行政官に過ぎぬ身上でありながら、王権とは別個に、人民に一定の權威を行使し得ると言うまさにその点に、独自の特性を有する存在ということになる。このような特性は、どのようにして可能となるのか。『君主論』第二章、第三章にわたってマキアヴェッリは、宮廷という新たな権力空間に属する臣僚の典型として、長官 (*ministri*) や顧問官 (*consiglieri*) の存在を描き出しているが、彼等の権能が君主の恩恵に、全面的に由来することは言うまでもない<sup>26)</sup>。マキアヴェッリ自身こうした、新しい人間類型に属する存在であったし、小ロレンツォ時代のゴロ・ジェッリや、大公コジモ一世配下のフランチェス

の抽象化を見ることは、必ずしも牽強附会とばかりは言えないように思われる<sup>27)</sup>。

以上の論議を踏まえカドーニは、サツンが、《民主政即ち（彼自身によって支配すること）、専制即ち公吏を通じて支配すること》と、整理したのを逆転させ、《民主政即ち公吏を通じて支配すること、専制即ち（彼自身によって支配すること）》という、新たな図式を、第九章後半部の整合的解釈のため導出する<sup>28)</sup>。その結果として、サツンの解釈においては恣意の透明化を介し、政治的自由を獲得した平民型「市民的君主」が、カドーニ説では、国制という公吏相互の利害の分配調整機能の総体によりその頂点において「拘束される、国家の一機関という再定義を施されるかか存在が政治的自由の完全確保＝専制を志すにあたっては、公吏の臣僚への置換による、中世的国制の全面的改革が焦眉の急とされてくる<sup>29)</sup>。

貴族／公吏／臣僚三者の差異の理解にあたり、マキアヴェッリのフランスへの言及は重要な意味をもつ。大ロレンツォ治下のメデイチ体制は、平民型「市民的君主」政の一種と解されるが、王を政治機関として包摂する、ヴァロア朝時代のフランス国家こそ、封建王政から都市王政へ転換する中世後期王政の、社会利害調整機関としての様態を、

典型的に示している<sup>23)</sup>。フランス都市は王権に対し、相対的自立性を保持しており、都市の各勢力を代表し選出される高等法院評定官もまた、都市自治の一翼を担う公職として、時に王権に反抗し得る実力を有した。王権の主導性は、高等法院(Parlamento)に代表される都市名望家層と封建貴族の間の、均衡の要を占めることにより達成された。この位相において一五〇一六世紀フランス王権を、盛期中世純粋封建王政との比較から、貴族型「市民的君主」政の類似物と規定することができるであろう。但しマキアヴェッリが、このフランス王政を「市民的君主」政と、完全に一致するものと解していたとは考えられない。というのもフランスの場合地方領主(signore)と都市名望家(grandi)層が、高等法院(Parlamento)を媒介項に均衡を形成したのに対して、イタリア都市国家の場合、都市名望家(grandi)層と中流市民(popolo)の利害対立に対し、公吏(magistrati)により構成される国制を通じて、均衡を成立せしめるところに、市民的君主政成立の根拠があったからに他ならない。

留意すべきは、これまで漠然と語ってきた「貴族」という語においてマキアヴェッリが、領主(signori, baroni)と名望家(grandi)を厳密に区別している点である<sup>24)</sup>。領主が称号、領地等諸特権により、その地位を保証された存在で

ン説の誤りの原因が求められる。

### III

以上の諸論点を整理することで、結論に入りたい。マキアヴェッリの分析枠組みにおいては、カドーニの説く如くフランスでは、領主(signori, baroni)と市民(borghesi)の対立が、国制としての高等法院を媒介に調停され、貴族型「市民的君主」政に近似した王権Ⅱヴァロア王権が成立した一方、フィレンツェにおいては名望家層Ⅱ貴族(grandi)と中流市民(popolo)の対立調停の結果、共和国の国制が形成される。この調停過程で、両派の一方に傑出した指導者が登場し、国制内の公職(magistrati)配分Ⅱ利権配分機構を、自派本位に運用するところに、貴族型ないしは平民型「市民的君主」政成立の可能性が発生する<sup>25)</sup>。元来、中流層の支持を受け誕生した初期メデイチ政権が、かかる平民型「市民的君主」政の一例となる。

問題はこのような君主政が、伝統的な国制構造に変革を加えることなく、その自派本位の運用を行うにとどまる点にある。即ち、フランスでもフィレンツェでも政策の決定は、公職の配分換言すれば、国家構成勢力の利害調整を通じて、妥協として決定されることになるが、その結果政

あるのに対し、名望家はその才能や私財による名声ゆえに、〈事実上の優越〉を都市内に獲得した、一市民というに過ぎない。マキアヴェッリは更に、都市化した領主を紳士(gentiluomini)と呼称し、名望家(grandi)と区別しているが、かかる紳士を、一二九三年の「正義の規定」などにより豪族(nobili)として、都市参政権を剥奪された人々と同一視するなら、如何に権勢を誇るとはいえ名望家(grandi)が、都市内の平等を損なう存在とは、考えられないことが予測される。

『リヴィウス論』I—五五や『フィレンツェ政体改革論』においてマキアヴェッリは、平等が存するところには君主政は成立し得ず、不平等が存するところに共和政は成立し得ないと説く<sup>26)</sup>。この行文を重視したがゆえにこそサツンは、公吏を貴族と同一視せざるを得ず、結果として専制を(公吏を通じて支配すること)と解釈することを余儀なくされた。だがこのような立場からは、『リヴィウス論』や『フィレンツェ史』においてマキアヴェッリが、貴族(grandi)と民衆(popolo)の対立を、共和政国家展開の基本原理と据えたことが、理解不可能となってしまう<sup>27)</sup>。都市内選良たる貴族Ⅱ名望家(grandi, ottimati)と、身分的貴族Ⅱ領主(Baroni, signori, gentiluomini)の混同に、サツ

策決定の責任所在は不明確に終始し、問題解決に最も効果的な手段より、党派利害の調整の容易な、「中庸の道」(via del mezzo)が選好されることになる。だがこのような選択が、国家観の覇権争奪が激化し、また戦争規模の巨大化が、国家の人的・物的資源の集中的活用を要求し始めた、一六世紀初頭の国際政治状況において、致命的欠陥を露呈することは言うまでもない。マキアヴェッリは「中庸の道」の選択と、かかる選択を必然とする共和国の、利害調整型国制批判を展開する<sup>28)</sup>。

利害調整型国制の欠陥を是正し、総力戦状況に耐え得る国家体制を確立するには、公職を通じ、既得権に寄生する党派勢力を解体し、君主の自己責任により専断的に国家の意志決定を下し得る、集権的上位下達型体制への変革(ritorna)が必要とされる。かかる変革こそ、彼の主張する(自分で支配すること)(comandar per se)の内実に他ならない。この新体制の先兵こそ、君主の意志に直属する臣僚(servi)である。フランスにおいても高等法院の抵抗を排除し、王と臣僚で構成される絶対権力の成立には、ユグノー戦争からフロンドの乱に及ぶ、騒乱期の通過を要した。トスカナ大公国の成立によって締めくくられる、メデイチと共和政体の葛藤も、かかる絶対権力の確立をその主

軸とする<sup>(8)</sup>。

但し集権独裁権力は、国勢の維持・強化即ち公共善 (bene comune) を、その最終目的とする場合にのみ許容される。そして公共善と君主個人の欲望は、後者がその究極の目的を、(gloria)の獲得に置く場合にのみ接合される<sup>(9)</sup>。他方、もし君主がその手中の絶対権力 (autorita assoluta) を、官能的欲望の満足を目的に行使した場合、この君主は暴君へと転落せざるを得ない<sup>(10)</sup>。しかし個人がその官能的欲望を統御し、これを公共善と合致させ続けることは、超人的緊張を要する作業である。世襲の後継者がこの緊張に耐え得る、人格の修養を欠く可能性はもちろんのこと、壮年期にこの緊張に得た抜いた君主すら、老耄の果て、自制心を喪失することも考えられよう。ゆえにマキアヴェッリにれば賢君とは、公共善と絶対権力の合致の脆弱性を洞察し、絶対権力を取得するや否や、国内諸勢力の均衡を徹底的に再編成し直し、自己の意志がその没後も、国制を通じて自動的に発動されるよう、機構の整備に専心する必要がある<sup>(11)</sup>。

彼も認めるように均衡型の国制は、その安定的持続において、君主独裁型国家に対し優越性を保つ<sup>(12)</sup>。新君主の建国活動の終着点もまた、その意志の自動的発動機関として

註

(一) V. Masiello, *Classi e stato in Machiavelli*, Bari, 1971, pp. 49-124.

(二) G. Sasso, 'Intorno a due capitoli dei 『Discorsi』', in *Studi su Machiavelli*, Napoli 1967. N. Machiavelli (G. Sasso, ed.), *Il Principe e altri saggi*, Firenze 1963, 223-231. サッソが付した註解 (以後commentoと略記)。  
G. Cadoni, 'Intorno a due capitoli del 『Principe』', *Cultura* 9, 1971, pp. 432-475.

(三) H. Baron, *The Crisis of the Early Italian Renaissance*, Princeton, 1966.

M. Palmieri, *Della vita civile*, in *Prosa tori volgari del quattrecento* (G. Varese ed.), pp. 351-408.

*Discorsi* I - 9 (Dis.と表記) 「(王政から共和政へのなだらかな交代という) この事実はこの都市原初の政体が、絶対的かつ専制主義的な生活より、一層市民的で自由な生活 (vivere civile e libero) に適していたことを、実証するものではない」。

Dis. I - 49 「初めから奴隷的原理の上に設立された都市にあっては、市民的で平静な生活 (vivere civile e quietamente) を保障すべきは、自身を整え、(1)とは、困難

の均衡型国制を、自身の遺産として残し、その持続を通じて不死の生命を得ることに他ならない<sup>(13)</sup>。もちろんある始祖王により創設された均衡は、時の経過と共に時代錯誤な政体として、機能不全を引き起こすことを免れない<sup>(14)</sup>。国家の基盤として既存の利害均衡系を維持したまま、それを時勢に合わせて改善することにより、この機能不全は一時的には解消されよう。しかし国家の指導者は、かかる時勢と国制の不一致が、一旦限度を超えたと察するや、これを根本から解体/再生せしめる荒療治を行う、勇気を持つ必要がある<sup>(15)</sup>。このような荒療治を要する(限界状況)に直面した人物のみが、絶対的君主権の追求者<sup>(16)</sup> 『君主論』の想定する(読者)である。以上考察した如く、治世の政治思想である、「市民的君主」政論や共和政体論から派生しつつも、マキアヴェッリが『君主論』を、(自分で支配すること) (comandar per se) という視点を結晶点に、執筆し得たのもまた、自身の生きた一六世紀初頭という時代に対する、(治世と乱世の循環に伴う政体の変革) という、独自の歴史観を根底に据えてのことに他ならなかった。

と云うよりほとんど不可能であったことであろう」。

(4) このような政治意識の変化は、たとえばグイッチャルデイーニにおける、「自由」概念の変化に明瞭に見て取られる。

F. Gilbert, *Machiavelli and Guicciardini*, New York/London 1965, pp. 115-122

(5) 第2章「世襲の君主国について」。第3章「複合型の君主国について」。

(6) 第4章「アレクサンドロスが領有したダレイオス王国ではアレクサンドロスの死後、なぜ大王の後継者に対する謀反が起きなかったのか」。

第5章「占領される前に、市民の自治制をとってきた都市や国は、どのように治めようとするか」。

(7) 第6章「自分の武力と力量で手に入れた新君主国について」。第7章「他人の武力または運によって手に入れた新君主国について」。

(8) 第8章「非道によって君主の地位にのぼった人たちについて」。

第9章「市民型君主国について」。

Cadoni, *ibid.*, 346. Sasso, *commento*, 94, n. 1.

(9) Cadoni, *ibid.*, pp. 346-347. Sasso, *commento*, p. 102, n. 32. *Il principe* 9 (以後Prin.と表記) 「(1)の市民は」

民衆 (popolo) のしからずんば名望家 (grandi) の支持を得て、この君位に登極するに至るのである。何となれば如何なる都市にあつても、この二つの階級が存在するからである。…一つの都市において君主政、民主政ともなくは衆愚政といふ、三政体中の一つが実現するのをもた、これら二つの相異なる利害 (questi dua appetiti diversi) ゆえに他なるがら」。

- (10) Dis. I-4 「私見によれば貴族・平民間 (intira Nobilitate la Plebe) の抗争を断罪する人々は、これによりローマの自由が堅持された根本の原因に、けちをつけているようにさえ思われる。……これらの人々は人民と名望家という (quello del popolo e quello de' grandi) 二つの異なる階級が、この共和国にも存在していることに思いを致さず、また自由を利用する全ての法律が、彼等相互の不一致 (disuone loro) から生まれたことを考えようとしてもしなう」。

- (11) Dis. I-6 「スパルタの王達は、その君主国で貴族に取り巻かれていたため、あらゆる不正から平民達を守ってやること以上に、その威勢を保持する手段をもたないからであった。……(平民達は) 権力を持たないがゆえにそれを恐れる必要もないため、貴族と起こしがないさかいを引き

つとが是非とも必要である。しからずんば艱難にあたって、手の打ちようがなくなつてしまつと私は結論付けたい」。

- (15) Cadoni, *ibid.*, 347.

- Prin. 9 「何となれば(名望家に推戴された君主はその身の回りに、自身の同輩であるかの如き多数の者どもが控えており、そのため彼等に思うがままに命令を下したり、これを操つたりすることができないからである。だが人民に推戴された君主の場合、彼はその座に一人で座し、彼の意のままにならぬ者は全くいないか、いても極少数に過ぎない」。
- (16) Dis. I-6 「ローマは…終身の君主と小さな元老を設置する」こともできた。しかし偉大な支配権の獲得を望んだため、その市民の数を…増やさないわけには行かなかつた」。
- Dis. III-9 「共和国の方がより長命で、一層の福運を確保する……共和国は……そこに住まう住民の多様性により、時勢の転変に一段と対応しうるからである」。

- (17) Cadoni, *ibid.*, p. 355.

Prin. 9 「市民的統治から絶対的統治に上昇するとき (quando sono per salire dallo ordine civile allo assoluto)」、これらの君主たちは危機に直面する。なぜならこれらの君主たちは彼自身によつて (per loro medesimi) 統治するか、公吏たちを通じ (per mezzo de' magistrati) 支配を行うかが、

起こさず、従つて騒乱の原因が取り除かれていた。かくして彼等スパルタ人は長きにわたり、一致協力して (vivere uniti) 暮らしていくことができたのである」。

Prin. 19 「よく整えられた国家や聡明な君主は名望家を絶望せしめず (non desperare e' grandi)」、人民を満足させては (satisfare al populo e tenerlo contento) 方策を整えるのに、全力を尽くしたのであつた」。

- (12) Prin. 9 「貴族連中は自分たちが民衆に対抗できないと察すると、仲間のだれか一人に名声を集めさせるようにして、この人物を君主に仕立てる。…民衆の側も、貴族達に抵抗することができないとみてとると、ある一人の男の評判を高めて、その人物を君主に祭り上げ…」。

- (13) Cadoni, *ibid.*, p. 346.

Prin. 9 「つまり、他の市民の後押しによつて君位につく場合……これは市民型の君主国とよべるものである。……」の場合、君位に達するには、民衆の支持による場合と、貴族の支持による場合がある」。

- (14) Cadoni, *ibid.*, pp. 354-355.

- Prin. 9 「名望家達の支持により君位に登極した者は、人民の支持により君位に登つた者に比べて、その座を保つのに一段の労苦を必要とする。…君主にとつて人民を友とするこれらの公吏達はとりわけ逆境において、彼に反逆を企てるか、彼への服従を拒絶することにより、君主からその国を容易に奪奪 (perdere) する」。

- (18) Sasso, *commento*, pp. 39-40 n. 12, p. 101 n. 32, *op. cit.*, p. 102 n. 37. N. Machiavelli (L. Russo, ed.), *I Principi e pagine dei «Discorsi» e delle «Storie»*, Firenze 1964, p. 100 n. 80

- (19) Cadoni, *ibid.*, p. 348.

- (20) Sasso, *commento*, p. 102 n. 37.

- (21) Cadoni, *ibid.*, p. 349, p. 352.

Dis. I-6 「われは世事は転変し定めなきが故に、彼が栄えそれが衰えるのが理となる (conviene che le saligno o che le scendino)」。

Storia Fiorentina, vol. V-I 「諸地方は…秩序から無秩序へ変化し、その後無秩序から秩序へ反転するのが常である。……それぞその究極の完成に達し、もはやそれ以上上昇できない場合には、その下降が出来るからである (non avendo più da salire, conviene che scendino)」。

- (22) Prin. 4 「君主国は……二つの異なつた様式によつて統治される……一つは君主ならびに豪族により統治される場合で、この場合豪族は主君の御恩によつてではなく、その血統の



伝統によつてこの地位を保つてゐるのである。このようにな豪族は自分の所領や臣下を有しており、これら臣下は彼らを主君と認め、彼らを自然に愛してゐる…フランス王国のような治められ方をしている諸王国では…不平を抱えていたり革新を念じている人士(豪族)を見つけたことが出来るので、王国内のそうした豪族の何人かを味方につけることによつて、このような国に極めて容易に侵入できる」。

(23) Cadoni, *ibid.*, pp. 364-368. Sasso, *commento*, p. 166 n.50.

Prin. 4 「第二の場合は君主がその臣僚と共に国家を統治する場合で、この場合臣僚達は君主の恩恵と付託によつて、大臣として彼が国を治めるのを補佐する。こうした君主と臣僚によつて治められる国では、君主は一段と高い權威を有する。なぜなら彼の領土において、彼を除いては人が長上と認める如何なる人物も存在せず、たとえ大衆が彼以外の人物に服従するとしても、彼らがそうするのは大臣ないしは官僚としてであつて、別に彼らに特別の恩愛の情を感じることからはなご」。

(24) Cadoni, *ibid.*, pp. 350-351.

(25) Fantoni, *Corte di Granduca*, Firenze, pp. 23-44.

(26) こうした新しいタイプの官僚像については、C. Vasoli, 'Riflessioni sugli umanisti e il principe: Il modello

ある。……(共和制の隆盛といふ)これら出来事の全ては、この(トスカナといふ)地域に城館を構える如何なる者も存在せず、紳士もいるかいないかという有様だからに他ならない。むしろそこには平等が行きわたつていたため、聡明で古代文明の知識の深いある人物が、この地に市民生活を導入することは容易だつたはずである。

(31) Cadoni, *ibid.*, pp. 366-367.

Dis. I-55 「紳士が多数存在する地域で共和政を樹立しようとすることは、先立つて彼らを根絶してからでなければ無理であり、また平等が浸透している地域で君主国を樹立することは、多くの野心的で軽はずみな人々の心をこの平等から引き離し、彼らを紳士に仕立て上げなければ無理である」。

Discursus (fiorentinarum post mortem iunioris Laurenti Medices) 「聖下におかせられては次のことを理解されねばならない。即ち、市民間の確固とした平等性が存在するどのような都市でも、非常な困難を覚悟しなければ、そこに君主政体を創出することは出来るものではないし、反対に市民間に深刻な不平等が存する都市においては、共和政体の創出が行われ難いということを、筆者は聖下にわかつて頂きたいのである」。

platonico dell' «ottimo government»', *La cultura delle corti*, Bologna 1980, pp. 147-168.

(27) Cadoni, *ibid.*, pp. 352-353.

(28) Cadoni, *ibid.*, p. 375.

(29) Cadoni, *ibid.*, p. 345 n. 4, p. 357, pp. 359-368, p. 372.

Dis. I-16 「一例としてフランス王国をあげよう。この国の安泰はまずもつて、諸王が自身を無数の法律によつて拘束していることに存する。これらの法制こそ、フランス全人民の静謐が基礎づけられてゐるのである」

Dis. I-58 「当代フランスを支配する王達も専制君主とは言えない。この王国は、今日その情報を知りうる他のいかなる王国にも増して、法を通じた支配が行き届いた国である」。

(30) Cadoni, *ibid.*, p. 357.

Dis. I-5 「この紳士という名が何を指すかを明らかにするために、次のような説明を加えよう。即ち豊かに所有する彼らの財産からの収入によつて怠惰な生を過ごし、農業にせよ他のいかなる職業にせよ、生活の辛苦に何一つ思いを致さなくて済む輩のことを私は、紳士と呼んでゐるのである。この連中は共和国や地方に悪影響を及ぼす手合ひである。だが一層質が悪いのは、先にあげたような資産に加え城館を構え、彼らに隷従する臣下を有している連中なので

(32) Cadoni, *ibid.*, p. 373.

(33) Cadoni, *ibid.*, pp. 374-375.

Discursus 「(1)まで論じてきたような政府の(2)と(1)とが欠陥を免れ難かつた理由は何かと言つに、それらによる改革が公共善のためではなく、或る党派の強化と安泰のために行われてしまつたという点に存する」。

(34) Cadoni, *ibid.*, p. 354.

Discursus 「即ち、この両者の中間のあらゆる政治形態は何らかの欠点を持たざるを得ないが故に、「真の君主政体」か「真の共和政体」以外のいかなる政権も安定したものたり得ない。……中間型の諸政権(コジモ型の政権)には、君主政体に「上昇」することも共和政体に「下降」することも出来るから、その解体に向かう方が二つもあることとなるのである。これらの政体の不安定性は(1)に由来する」。

(35) Cadoni, *ibid.*, p. 352, p. 363, pp. 374-375.

Prin. 6 「(新君主にとり)君主国を獲得するに際し直面する困難は、一つには彼らの政権と彼らの安泰を確保するため、彼らが導入を余儀なくされた新体制に由来している。新体制導入の主唱者になることほど、対応が難しく、成功が覚束なく、出処進退に危険を伴うことではないと言つて、

よくよく噛みしめなければならぬ」。

Dis. I-6 「共和国を新たに樹立しようとするとき、独裁権力を握ることが指導者には必要であり、共和国を改革しようとするためには、その旧制度を根本から打破しなければならぬ」。

Dis. I-16 「共和政が君主政かを問わず、とにかくにも大衆を支配しようとする人物でありながら、新体制に敵対的な人物に対し自衛策を持たないものは、政権を長期に維持することは不可能である」。

Dis. I-18 「このような(抜本的改革を)やり抜くためには、それが用をなさないが故に、尋常一樣の手では埒があかない。(改革断行のためには)暴力や武器を用いるが如き、非常の手に打って出ることができるよう、前もってこの都の君主の座に登り、都を思うが儘になし得るよう、万端整えておかねばならぬ」。

(36) Dis. I-9 「非難されるべきは建設のためではなく、破壊を目当てに暴力を振るう者である」。

Dis. I-10 「《僭主政の樹立者が非難に値する一方、共和国や王国の建国者は何と称賛に値しようか》…実際ある君主がこの世の栄光を追い求める場合、カエサルのようにそれを破壊するためではなく、ロムルスのようにそれを再建する

ためにこそ、腐敗した都市の領有を望まなければならぬ」。

(37) Dis. I-6 「もし、ある一名の国家建設の適材がいたと」ころで、この仕事をたつた一人で片づけようとするならば、これを長持ちできるよう作り上げることとはとうていなし得ない。……(君主政から共和政への移行にあたり)旧来の体制は、ローマ人によって少しも改変されることはなかった

……この元来の体制は、絶対的で専制主義的な生活より、市民的で自由な生活に適合的なものであった」。

Dis. I-18 「ローマにあつては統治体制ないしは国体と言ふべきものが存在し、公吏により運用される法はその下で、市民達を統制していた」。

(38) Dis. I-2 「同様な政体を拵えたことで一段の称賛に値した人物の中に、リクルゴスがいる。彼はスパルタにその法を与えたが、それは王、貴族、人民が互いにその持ち分を持つことにより、八〇〇年以上存続した政体を、彼自身の至上の名声と都市の安寧とともに、創造するためであった」。

Prin. 2 「(世襲の君主国では)政権の伝統と国制を踏まえて、変革の記憶も理由も消滅してしまうことになる」。

(36) Dis. I-10 「古来称賛を博した人物中最も称賛されるべきは、宗教の創始者である。そしてそれに続くのが、王国や共和国の建国者に他ならない」。

(39) Dis. I-10 「古来称賛を博した人物中最も称賛されるべきは、宗教の創始者である。そしてそれに続くのが、王国や共和国の建国者に他ならない」。

(40) Dis. I-18 「建国当初、人心が未だ健全だった時分制定された国制や法律も、後代人心荒廃に及んでは、もはや不適切なものと化してしまう」。

(41) Dis. I-18 「従つて政体というものは、それが適切ではないと判明するや否や一挙に改革するか、万人に知れ渡るに先立って、少しずつ改革する必要がある。…一挙に改革することについては、政体がもはや不適切であることが知れ渡つた時には、この不適切性は容易に識別されるもの、これを是正することは至難の業なのである」。

Dis. I-25 「或る都市の政体を改革しようと欲する人物が、この新政体が世に受け入れられ、それが万民の満足と共に維持されることを望むならば、少なくとも古来の制度の外見だけは残すよう努めなければならない。……だが古の賢者によつて僭主政と称された独裁権力を樹立しようとする者は、政体のあらゆる側面を改革しなければならぬ」。

Dis. I-26 「ある都市ないしはある国家の君主になつた人にとつて、なかならずその基盤が脆弱であるにもかかわらず、王国や共和国という政体によつて市民的生活に従おう

と考えない場合は尚更、彼の有し得るその君主国を維持する最良の手段は、彼が君主に即位するや否や、その国家の一切を新しくしてしまうことにつぎ。……それを獲得する者がたとえ誰であろうとも、読者の関知しないような位階勲等や財富を持つことがないようにすべきである」。

(42) Cadoni, ibid., p. 354.

(金沢市弥生一―二六―七―二二)